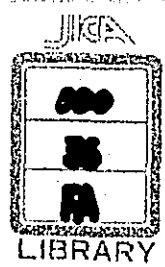




国際協力事業団会計規程

{昭和50年8月1日}
規程第11号}



国際協力事業団

国際協力事業団

受入 月日	84.9.13	000
登録No.	14878	36
		FA

目 次

第1章	総 則(第1条~第9条).....	1
第2章	会 計 機 関(第10条~第12条)	4
第3章	資産、負債及び資本(第13条~第22条).....	6
第4章	予 算(第23条~第34条)	11
第5章	収 納 及 び 支 払(第35条~第43条)	16
第6章	債権、物品及び不動産(第44条~第46条)	19
第7章	契 約(第47条~第58条).....	20
第8章	決 算 及 び 報 告(第59条~第65条)	25
第9章	会 計 監 査 及 び 責 任(第66条~第72条)	28
第10章	雑 則(第73条)	30
附 則	30

JICA LIBRARY



1005360113

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、事業団の業務の能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 事業団の財務及び会計に関しては、国際協力事業団法（昭和49年法律第62号。以下「法」という。）、国際協力事業団法施行令（昭和49年政令第283号。以下「政令」という。）、国際協力事業団の財務及び会計に関する省令（昭和49年外務省令第8号。以下「省令」という。）その他事業団の財務及び会計に関し適用又は準用される法令の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(会計の原則)

第 3 条 事業団の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- (1) 事業団の財政状態及び経営成績、収入、支出その他予算の執行に関して、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正規の簿記の原則に従って、正確な記録整理をすること。
- (3) 資本取引と損益取引を明瞭に区分して整理すること。
- (4) 会計処理の方法及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを

変更しないこと。

(年度所属区分)

第 4 条 事業団の会計における取引に関する年度所属の区分は、その原因となる会計取引の事実の発生した日より区分し、その日を決定しがたい場合は、会計取引の発生の事実を確認した日より区分する。

(会計の統轄)

第 5 条 事業団の会計は、総裁が統轄する。

(経理区分)

第 6 条 事業団の経理は、貸借対照表勘定及び損益勘定に区分して行うものとし、貸借対照表勘定は、資産、負債及び資本に、損益勘定は、収益及び費用に区分する。さらに、経理内容を明らかにするための内訳勘定として、貸借対照表の勘定及び損益の勘定を、それぞれ一般勘定、国内研修施設勘定、開発投融資勘定、施設等整備勘定、入植地勘定、移住投融資勘定及び受託等事業勘定（以下「業務勘定」という。）に区分し、別に定める科目により整理する。

2 一般勘定においては、政府出資金、政府交付金、借入金、国際協力事業団債券の発行及び償還、委託事業費収入金、資金の収支保管、他の勘定及び本支部間の勘定貸借の決済その他いずれの勘定にも属さない一切の事項を整理する。

3 国内研修施設勘定においては、法第 21 条第 1 項第 1 号イに基づく技術研修員のための研修施設及び宿泊施設の運営に係る資産及び負債並びに収益

及び費用を整理する。

- 4 開発投融資勘定においては、政令第5条第1号に規定する業務に係る資産及び負債並びに収益及び費用を整理する。
- 5 施設等整備勘定においては、政令第5条第2号に規定する業務に係る資産及び負債並びに収益及び費用を整理する。
- 6 入植地勘定においては、政令第5条第3号に規定する業務に係る資産及び負債並びに収益及び費用を整理する。
- 7 移住投融資勘定においては、政令第5条第4号に規定する業務に係る資産及び負債並びに収益及び費用を整理する。
- 8 受託等事業勘定においては、法第21条第1項第7号に規定する業務で、事業の性質上特別に区分して経理する必要があるそれぞれの業務に係る資産及び負債並びに収益及び費用を整理するものとし、次の各号に掲げる勘定に区分して行うものとする。
 - (1) 海外開発計画調査勘定
 - (2) 理科教育等海外協力勘定
 - (3) 東南アジア漁業開発センター協力勘定
 - (4) 直管事業勘定

(勘定整理)

第7条 事業団の資産、負債及び資本の増減異動並びに収益及び費用の発生に関する一切の取引については、会計伝票を作成し、これにより記録整理する。

(帳簿)

第8条 事業団は、業務勘定別に予算及び会計に関する主要帳簿及び補助帳簿を備え、所要の事項を整然、かつ、明瞭に記録する。

(実施細則)

第 9 条 この規程を実施するための会計細則その他必要な事務手続は、総裁が別に定める。

第2章 会 計 機 関

(会計機関)

第10条 総裁は、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

- (1) 契約担当役
- (2) 出納命令役
- (3) 現金出納役
- (4) 物品管理役
- (5) 物品出納役
- (6) 不動産管理役
- (7) 債権管理役
- (8) 会 計 役

2 総裁は、前項第1号から第7号までの会計機関の事務を分掌させるため、必要に応じ、それぞれの分任会計機関を設けることができる。

3 現金出納役、物品出納役又はこれらの分任会計機関もしくは会計役は、総裁の承認を受けて、現金については現金出納員を、物品については物品出納員を任命し、この者に現金又は物品の出納保管の事務を取扱わせることができる。

4 会計機関及び分任会計機関の任命は、別に定める会計細則において職を指定することによって行いものとする。ただし、会計細則において指定する会計機関以外の者に会計機関の職務を分担させる必要があるときは、総裁がそ

のつど任命する。

- 5 会計機関、分任会計機関又は現金出納員もしくは物品出納員に任命された職員に事故がある場合は総裁は臨時に他の職員にその事務を代理させることができる。
- 6 この規程のうち、会計機関について規定した条項は、会計機関及び分任会計機関の事務を代理する職員について準用する。
- 7 第5章から第7章まで及び第9章の規定のうち、会計機関各職について規定した条項は、会計役について準用する。

(会計機関の職務)

- 第11条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為を担当する。
- 2 出納命令役は、債務者に対する納入の請求、現金出納役に対する現金、預金又は有価証券の出納命令並びに勘定科目相互間の振替命令を担当する。
- 3 現金出納役は、前項の規定による出納命令役の命令を受けて、現金、預金及び有価証券の出納保管を担当する。
- 4 物品管理役は、物品（現金、預金及び有価証券以外の一切の動産をいう。以下同じ。）の管理及び物品出納役に対する物品の出納命令を担当する。
- 5 物品出納役は、前項の規定による物品管理役の命令を受けて、物品の出納及び保管を担当する。
- 6 不動産管理役は、不動産（土地及び建物その他土地の定着物をいう。以下同じ。）の管理を担当する。
- 7 債権管理役は、債権（出納命令役及び現金出納役の職務に係るものを除く。）の管理を担当する。
- 8 会計役は、収入については、自己の所掌事務、支出については前渡を受け

た資金及びその目的の範囲内で契約担当役の職務を担当するとともに、自己の所掌事務につき、出納命令役、現金出納役、物品管理役、物品出納役、不動産管理役及び債権管理役の職務（第2項に規定する出納命令及び振替命令並びに第4項に規定する出納命令を除く。）を担当する。

（会計機関の兼職禁止）

第12条 会計機関のうち、契約担当役と出納命令役、出納命令役と現金出納役並びに物品管理役と物品出納役はそれぞれ兼ねることはできない。ただし、総裁が必要と認めるときは、この限りでない。

第3章 資産、負債及び資本

（資産の区分）

第13条 資産は、流動資産、事業資産、固定資産、繰延資産、見返資産、現地法人（ブラジル国において海外支部（事業団の海外事務所で支部の名称をもつものをいう。以下同じ。）に代るものとして、ブラジル国の法律に準拠して設立された法人をいう。以下同じ。）勘定に区分する。

2 流動資産は、現金預金、有価証券、未収金、仮払金、貯蔵品、積送物品、畜類、前払金、前払費用、立替金、未達現金その他これらに準ずるものとする。

3 事業資産は、開発投融資資産、施設等整備資産、入植地資産及び移住投融資資産に区分する。

(1) 開発投融資資産は、開発投融資事業に係る貸付金、出資金、求償権その他これらに準ずるものとする。

(2) 施設等整備資産は、施設等整備事業に係る施設等整備支出金、受託工事支出金その他これらに準ずるものとする。

- (3) 入植地資産は、入植地事業に係る入植分譲地、入植地分譲高、造成工事支出金その他これらに準ずるものとする。
 - (4) 移住投融資資産は、移住投融資事業に係る貸付金、出資金、求償権その他これらに準ずるものとする。
- 4 固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産に区分する。
- (1) 有形固定資産は、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、船舶、車輛運搬具、工器具什器備品、使役畜類、土地、植林、建設仮勘定その他これらに準ずるものとし、減価償却を行う資産については金額10万円以上のものとする。
 - (2) 無形固定資産は、電話加入権、借地借家権、差入保証金、電気等供給施設利用権その他これらに準ずるものとする。
- 5 繰延資産は、創業費、一年を超える後において費用となる前払費用、債券発行差金その他これらに準ずる経費の繰延額とする。
- 6 見返資産は、債務保証額見返、担保取得額その他これらに準ずるものとする。
- 7 現地法人勘定は、現地法人貸付金、現地法人交付金資産貸付金、現地法人出資金及び現地法人預け資産とする。

(資産の価格)

第14条 資産の価額は、次によるものとする。

- (1) 入植地資産の価額は、別に定める原価計算の基準に基づいて計算した価額による。
- (2) 固定資産の価額は、その取得のために要した直接費及び附帯費の合計額とする。ただし、寄付又は交換等により取得した固定資産の価額は、適正な評価額による。

- (3) 有価証券の価額は、取得価額によるものとする。ただし、担保としての預り有価証券については、その額面額により見返資産に計上するものとする。
- (4) 貯蔵品の価額は、購入価額又は製作に要した費用とする。ただし、この方法により難しい場合は、適正な評価額による。
- (5) 期中新たに購入取得した畜類の期中における価額は、その取得価額による。

(固定資産価額の減額及び削減)

第15条 固定資産の価額は、機能の陳腐化その他の事由により著しく不適当となったときは、これを適正な価額に減額することができる。

2 固定資産の価額は、固定資産が滅失したとき又はこれを譲渡、売却、交換、撤去もしくは廃棄したときは、その価額を削除する。

(交付金資産の特別経理)

第16条 政府から交付を受けた交付金(以下「交付金」という。)をもって固定資産を取得したときは、資産として経理する額の相当額を交付金資産引当金に計上するとともに、交付金資産引当費として損金経理を行う。また、この固定資産を減額又は削除したときは、その減額又は削除額を交付金資産引当金と振替相殺し、有償譲渡又は売却したときは、譲渡又は売却した額を経理するものとする。

2 交付金をもって取得した固定資産のうち、開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材(派遣される相手国に供与されるものに限る。)及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機械設備に係る固定資産(

以下「供与資産」という。)で、前項の規定に基づき特別経理を行うものの種類及び範囲については個々の条件にしたがい、総裁が別にこれを定める。

(減価償却資産)

第17条 事業団は、土地、植林、建設仮勘定その他償却することが適当でないものを除く固定資産(以下「減価償却資産」という。)につき、毎事業年度末において、次条に定める方法により減価償却を行うものとする。ただし、供与資産(前条第2項に規定する総裁が別に定めるものを除く。)は減価償却資産より除くものとする。

(減価償却の方法)

第18条 減価償却は、減価償却資産の取得価額を基礎として、定額直接法によるものとする。

- 2 交付金をもって取得した固定資産(前条ただし書に定める供与資産を除く。)を減価償却したときは、その償却相当額を交付金資産引当金と振替相殺する。
- 3 減価償却資産の残存価額は、有形固定資産にあつては取得金額の10%に相当する額、無形固定資産にあつては零とする。
- 4 減価償却の計算は、当該資産を取得した月の翌月から起算し、また年度途中で除却した場合もその月までの減価償却を行うものとする。
- 5 減価償却に用いる減価償却資産の耐用年数は、会計細則に定めるところによる。

(負債の区分)

第19条 負債は、流動負債、固定負債、引当金及び見返負債に区分する。

- 2 流動負債は、短期借入金、未払金、前受金、仮受金、預り金、国庫預り金、受託工事取納金その他これらに準ずるものとする。
- 3 固定負債は、長期借入金、国際協力事業団債券発行高、入植地分譲高及び造成工事仮受金その他これらに準ずるものとする。
- 4 引当金は、退職手当引当金、貸倒準備金、入植地分譲高引当金、交付金資産引当金、現地法人交付金資産引当金、現地法人預け資産引当金その他これらに準ずるものとする。
- 5 見返負債は、債務保証額、担保取得額見返その他これらに準ずるものとする。

(資本の区分)

第20条 資本は、資本金、資本剰余金、利益積立金、繰越欠損金、当期損益金とする。

- 2 資本金は、政府が出資した額とする。
- 3 資本剰余金は、資本取引によって生じた利益とする。
- 4 利益積立金は、法第30条第1項に規定する積立金とする。
- 5 繰越欠損金は、前期から繰越された欠損金とする。
- 6 当期損益金は、当期の利益金又は欠損金とする。

(他から寄贈された固定資産に係る資本剰余金の取崩し)

第21条 他から贈与を受けた固定資産もしくは寄附金をもって取得した固定資産の価額に相当する資本剰余金は、当該固定資産につき第15条及び第17条の規定に基づく固定資産の減額、削除又は減価償却をしたときは、その相当額を取崩し、益金経理することができるものとする。

(本部勘定及び支部勘定)

第22条 本部勘定及び支部勘定は、会計細則に定める事業団各機関相互間並びに一般勘定及び他の業務勘定間における資金移動等の内部振替を經理する勘定科目とする。

第4章 予 算

(予算見積書の作成)

第23条 本部の直接業務を担当する関係部室の長(以下「業務担当部長等」という。)、青年海外協力隊事務局長(以下「事務局長」という。)、付属期間の長及び海外支部の長は、毎事業年度総裁の定める予算編成の基本方針に基づき、その所掌事務に関する収入支出予算の見積書及び債務負担行為(省令第8条に規程する債務を負担する行為をいう。以下同じ。)の見積書を作成し、前事業年度の6月30日までに經理部長に提出しなければならない。ただし、この場合において、付属機関の長及び海外支部の長にあつては、これら付属機関又は海外支部の予算を所轄する業務担当部長等に提出し、業務担当部長等は、これをとりまとめのうえ經理部長に提出するものとする。

2 前項に規定する収入支出予算の見積書及び債務負担行為の見積書には、その積算内容を明らかにした説明書その他必要な資料を添付しなければならない。

(予算見積書等の作成送付)

第24条 經理部長は、前条第1項の規定により収入支出予算の見積書及び債務負担行為の見積書の送付を受けたときは、これをとりまとめ、必要な調整を加え、全体の収入支出予算の見積書及び債務負担行為の見積書を作成する

とともに、資金計画を作成し、これらを総裁に提出する。

- 2 総裁は、前項の規定により提出された収入支出予算の見積書及び債務負担行為の見積書に資金計画を添え、これを前事業年度の7月31日までに外務大臣に提出しなければならない。

(事業計画)

第25条 事業計画は、省令第11条第1項に規定する計画とし、事項別にそれぞれ予定額を明らかにするものとする。

(予算総則及び資金計画)

第26条 予算総則及び資金計画は、省令第4条及び第12条第1項に規定するところによる。

(予算の区分)

第27条 収入支出予算は、その収入又は支出に関係ある業務勘定の別に区分し、さらに収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的にしたがつて、款及び項に区分しなければならない。

(収入支出予算詳等の作成)

第28条 第24条第2項の規定により外務大臣に提出した収入支出予算の見積書に対して、概算決定額の通知を受け、また法第23条第1項に規定する当該予算事業年度の業務実施方針につき、主務大臣よりの指示があつたときは、経理部長は、その概算決定額の範囲内において、またその業務実施方針に基づき、全体の事業計画書を作成するとともに、これに基づく予算総則、収入支出予算書及び資金計画書を作成し、総裁の決裁を受けて外務大臣に送

付する手続をしなければならない。

(支出予算実施計画等の示達)

第 29 条 総裁は、法第 27 条の規定による外務大臣の認可を受けた予算に基づき、支出予算実施計画及び債務負担行為実施計画を定め、これを当該契約担当役に示達する。

2 前項の規定により、支出予算実施計画を定める場合においては、項を目に区分しなければならない。

3 契約担当役は、前 2 項の規定により示達された支出予算実施計画及び債務負担行為実施計画に基づき、さらに所属の分任契約担当役ごとに支出予算実施計画及び債務負担行為実施計画を定め、これを当該分任契約担当役に示達する。

4 契約担当役又は分任契約担当役は、示達された支出予算実施計画又は債務負担行為実施計画について変更を要するときは、変更を要する部分について、その額及び変更を要する事由を明らかにし、契約担当役にあつては総裁の、分任契約担当役にあつては主管の契約担当役の承認を受けなければならない。

5 総裁は、必要があるときは、すでに示達した支出予算実施計画及び債務負担行為実施計画を変更することができる。この場合、総裁は、変更した支出予算実施計画及び債務負担行為実施計画を契約担当役に示達する。

6 前項の規定は、契約担当役が、第 3 項の規定に基づいて行った示達を変更する場合に準用する。

(予算の実施及び統制)

第 30 条 契約担当役及び分任契約担当役は、前条の規定により示達された支出予算実施計画及び債務負担行為実施計画の範囲内において支出負担行為

(支出負担行為とは、契約その他支出の原因となる行為をいう。)を行うものとする。

- 2 契約担当役及び分任契約担当役は、前条の規定により示達された支出予算実施計画に基づく予算を、その計画に定める目的のほか使用してはならない。
- 3 契約担当役及び分任契約担当役は、前条の規定により示達された支出予算実施計画に基づく予算を款、項又は目の間において相互に流用してはならない。ただし、支出予算の実施上適当、かつ、必要であるときは、契約担当役にあつては総裁の、分任契約担当役にあつては主管の契約担当役の承認を受けて相互流用することができる。
- 4 契約担当役及び分任契約担当役は、示達された支出予算の適正な実行をはかるため、常にその実施状況を明確にしておかなければならない。

(支出予算の繰越し)

- 第31条 契約担当役又は分任契約担当役は、支出予算を翌事業年度に繰越して使用する必要があるときは、契約担当役にあつては総裁の、分任契約担当役にあつては主管の契約担当役の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定により支出予算の繰越しの承認があつた場合は、当該承認額については、第29条第1項及び第3項の規定による支出予算実施計画の示達があつたものとみなす。

(支出予算の翌事業年度にわたる債務負担)

- 第32条 契約担当役又は分任契約担当役は、支出予算につき、予算の執行上止むをえない理由により翌事業年度にわたり支出すべき債務の負担(以下「翌債」という。)をする必要があるときは、その理由及び金額を明らかにし、

契約担当役にあつては総裁の、分任契約担当役にあつては主管の契約担当役の承認を受けなければならない。

- 2 契約担当役又は分任契約担当役は、前項の規定により翌債の承認を受け、その額の範囲内で債務負担を行い支出すべき額が決定したときは、これを契約担当役にあつては総裁に、分任契約担当役にあつては主管の契約担当役に報告しなければならない。
- 3 前項の報告において、当該翌債が第1項に規定する承認を受けた理由によつて行われ、かつ、承認を受けた金額の範囲内のものであるときは、当該翌債分に係る支出予算の繰越しについては、当該報告に基づき、前条第1項の規定による繰越しの承認があつたものとし、また前条第2項に規定する支出予算実施計画の示達があつたものとする。

(出納命令役への通知)

第33条 総裁又は契約担当役は、第29条第1項又は第3項に規定する支出予算実施計画の示達を行ったとき、同条第4項に規定する支出予算実施計画の変更の承認を行ったとき、第30条第3項ただし書に規定する支出予算実施計画に基づく予算の流用の承認を行ったとき、第31条第1項の規定による支出予算の繰越しの承認を行ったときもしくは前条第1項の規定による支出予算の翌債につき承認を行ったときは、総裁は出納命令役に契約担当役は出納命令役を通じて分任出納命令役に、これを通知しなければならない。

- 2 出納命令役及び分任出納命令役は、前項の規定により通知された事項の範囲内の額を超えて支出の命令を発することができない。

(資金運用計画の作成)

第34条 分任出納命令役は、毎四半期における資金収支の見込額を、また毎月末の資金有高を主管の出納命令役に報告しなければならない。

2 出納命令役は、前項の規定により報告のあった毎四半期における資金収支の見込額及び毎月末の資金有高と自己の所掌のものとをとりまとめ、資金収支の見込額については毎期開始前20日までに、また資金有高については翌月10日までに総裁に報告しなければならない。

3 総裁は、前項の報告に基づき、毎四半期の事業団全体の資金運用計画を作成するものとする。

第5章 収納及び支払

(収納及び支払)

第35条 現金の収納又は支払をする場合は、出納命令役(分任出納命令役を含む。以下この条、第38条及び第41条において同じ。)は、その根拠となる収入又は支出の内容を調査決定のうえ、債務者に対し、納入を請求し、又は現金出納役(分任現金出納役を含む。以下同じ。)に対し、収納もしくは支払命令を発するものとする。

2 現金出納役は、出納命令役の命令により現金の出納を行うものとする。

3 前項の規定は、有価証券の受入又は払出の場合に準用する。

(現金の管理)

第36条 現金出納役は、業務に必要な手もと現金を除き、現金はすべて法第34条第1号から第4号に規定する運用をしなければならない。ただし、止

むを得ない理由により出納締切時刻後に収納した現金は、翌日に持越すことができる。

- 2 事業団の預金口座を設ける銀行及び業務上必要な手もと現金の限度額は、総裁が定める。
- 3 事業団の会計においては、収入金は直ちに支出にあててはならない。

(現金、預金証書及び有価証券の保管)

第37条 現金、預金証書もしくは預金通帳又は預り証その他これらに準ずる証書は、厳重な鍵のかかる容器に保管しなければならない。

- 2 有価証券は、銀行又は信託会社に保護預けをしなければならない。

(出納の締切)

第38条 出納命令役は、毎日の出納締切時刻を定めておかななければならない。

- 2 現金出納役は、出納締切時刻後すみやかに帳簿と現金の有高とを照合しなければならない。
- 3 預金は、毎月末に預け入先より預金残高証明書を徴し、帳簿と照合しなければならない。

(証憑の授受)

第39条 現金を収納する場合は、領収書を相手方に交付し、支払をする場合には相手方から領収書その他の証憑書類を徴さなければならない。

(支払方法)

第40条 現金出納役は、支払をしようとする場合には、債権者を受取人とす

る小切手を振り出さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、現金をもって支払をすることができる。

- (1) 受取人が小切手による受領を拒んだとき。
 - (2) 常用の雑費の支払で、1件の取引が5,000円を超えないとき。
 - (3) 給与の支払をするとき。
 - (4) 附近に銀行が存在しないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合を除くほか、総裁が必要と認めるとき。
- 2 現金出納役は、前項に規定する場合のほか、債権者の依頼があった場合は、銀行振込の方法によって支払をすることができる。

(小切手の振出及び印鑑等の保管)

第41条 小切手は、出納命令役の命令により、現金出納役がこれを振出すものとする。

- 2 小切手は、伝票に基づかなければ振出すことができない。
- 3 現金出納役の印鑑及び小切手帳は、それぞれ別の容器に厳重に保管しなければならない。

(隔地払)

第42条 隔地者に支払をする場合には、銀行送金、銀行振込又は郵便振替貯金により送金しなければならない。

- 2 前項の規定により送金した場合には、送金手続が完了した日に支払がなされたものとして当該取引を整理するものとする。

(前金払及び概算払)

第43条 契約等の性質上又は慣習上前金又は概算をもって支払をしなければ事務に支障を及ぼすような場合で、次に掲げる経費については、前金払又は概算払をすることができる。ただし、概算払ができるものは第1号から第6号

までに掲げる経費に限るものとする。

- (1) 工事請負代価及び物品の製作代価
 - (2) 外国から購入する物品の代価
 - (3) 試験、研究、調査等の委託費
 - (4) 官公署（日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社を含む。以下同じ。）に対し支払う経費
 - (5) 負担金
 - (6) 旅費又は通信費
 - (7) 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対し支払う料金
 - (8) 土地、建物その他の物件の借料
 - (9) 運賃及び保険料
- 2 前項第1号の規定による前金払をする場合においては、相手方をして公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。）第2条第4項の保証事業会社よりの同条第2項の前払金の保証を受けさせることができる。
- 3 第1項第1号の前金払をする場合の金額は、契約金額又は契約の予定金額の40%以内とする。
- 4 第1項各号に掲げる経費以外のものについても特別の必要がある場合においては、総裁の承認を受けて前金払又は概算払をすることができる。

第6章 債権、物品及び不動産

（債権の管理）

第44条 債権管理役（分任債権管理役を含む。以下同じ。）は、債権の管理にあたっては、その発生原因及び内容に応じて財政上もっとも事業団の利益に適合

するよう、これを行わなければならない。

(物品及び不動産の管理)

第45条 物品管理役、物品出納役及び不動産管理役並びにこれら分任会計機関は、おのおの管理する物品又は不動産を常に良好な状態において管理し、その用途に応じてもっとも効率的に運用しなければならない。

(他の規定への委任)

第46条 本章に規定するほか、事業団の債権、物品及び不動産の管理及び取扱いについては別に定める。

第7章 契 約

(契約方法)

第47条 事業団において、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合は、次条及び第49条に定めるところにより指名競争契約又は随意契約をする場合を除き、すべて公告して競争(以下「一般競争」という。)に付さなければならない。

(指名競争の要件)

第48条 契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、次に掲げる場合においては、指名競争に付することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に付するに適さないとき。
- (2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- (3) 予定価格が500万円を超えない工事もしくは製造又は、予定価格が300

万円を超えない加工、修理もしくは物件の購入をするとき。

- (4) 前号以外の契約で、その予定価格が200万円を超えないとき。

(随意契約の要件)

第49条 契約担当役は、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急を要するため競争に付し得ないとき。
- (3) 業者が連合して不当な競争をするおそれがあるとき。
- (4) 官公署と契約するとき。
- (5) 予定価格が250万円を超えない工事もしくは製造をさせ、又は予定価格が160万円を超えない加工、修理もしくは物件の購入をするとき。
- (6) 前号以外の契約で、その予定価格が100万円を超えないとき。
- (7) 事業団の行為を秘密にする必要があるとき。
- (8) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているため、その者と契約を締結しなければ目的が達せられないとき。
- (9) 時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込があるとき。
- (10) 現に履行中の工事、製造、加工もしくは修理又は物件の購入に直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき。
- (11) 運送又は保管をさせるとき。
- (12) 外国で契約するとき。
- (13) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいないとき、もしくは落札者が契約を結ばないとき。
- (14) その他競争に付することを不利とする特別の事由があるとき。

(見積書の徴取)

第50条 前条の規定により随意契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、急を要する場合又は契約担当役が必要でないと認められた場合は、1人を見積書をもって足りる。

2 10万円をこえない契約又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

(予定価格)

第51条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を、当該契約事項に関する仕様書、図面、設計書その他の事項に基づき、契約価格の総額について設定しなければならない。ただし、一定期間継続してなす製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 前項の規定は、競争入札に付する場合を除き、総裁が予定価格の設定を要しないと認められたものについては、予定価格の設定を省略することができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。

(契約書の作成)

第52条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、契約書を作成しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 150万円を超えない契約をするとき。
- (2) 外国で200万円を超えない契約をするとき。
- (3) せり売に付するとき。
- (4) 物品売払の場合において買受人が直ちに代金を納付して、その物品を引き取るとき。

(契約書の記載事項)

第53条 前条に規定する契約書には、当該契約の性質及び目的に従い、次に掲げる事項のうち、必要な事項を記載しなければならない。

- (1) 件名及び品名
- (2) 契約年月日
- (3) 数量、単位及び単価
- (4) 契約金額
- (5) 履行期限又は期間
- (6) 受渡場所
- (7) 契約保証金（契約保証金の帰属を含む。）
- (8) 前払金
- (9) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (10) 履行の監督又は検査
- (11) 違約金
- (12) 遅滞金
- (13) 契約の解除
- (14) 危険負担
- (15) 契約の内容の変更又は履行中止の場合の損害負担

- (16) かし担保の責任
- (17) 債権譲渡及び履行委任
- (18) 相 殺
- (19) 紛争の解決方法
- (20) その他必要な事項

(保 証 金)

第54条 契約担当役は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金を現金又は国債をもって納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認める場合においては、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。
- 3 第1項の入札保証金又は契約保証金は、落札者が契約を締結しないとき、又は契約の相手方がその責に帰すべき事由により契約義務を履行しないときは、事業団に帰属するものとする。

(検 査)

第55条 契約担当役は、工事（調査及び試験を含む。）、製造、購入、修理、運送、保管等に係る動産又は不動産の引渡しを受けるときは、検査を担当する職員（以下「検査職員」という。）に検査させなければならない。

- 2 検査職員は、総裁又は総裁の委任を受けた役員又は職員が任命する。
- 3 検査職員の職務その他検査に関し必要な事項は別に定める。

(代価支払前の調書の作成)

第56条 契約担当役は、工事もしくは製造又は物件の買入で、その代価が60万円を超えるものについては、当該工事もしくは製造の完了後又は物件の完納後、検査職員に調書を作成させなければならない。

2 契約担当役は、工事もしくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、特に検査職員に検査を命じ、調書を作成させなければならない。

3 前2項の場合における支払は、同項の規定による調書に基づかなければ支払をなすことができない。

(部分払の限度額)

第57条 契約担当役は、工事もしくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の購入に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合においては、工事もしくは製造その他の請負契約にあっては、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入契約にあっては、その既納部分に対する代価を超えて支払うことができない。

(他規定への委任)

第58条 開発投融資事業及び移住投融資事業の投融資業務に係る契約、施設等整備事業の海外における請負工事等に係る契約並びに入植地事業の土地分譲に係る契約については、必要に応じ別に定める。

第8章 決算及び報告

(合計残高試算表の提出)

第59条 分任出納命令役は、毎月、合計残高試算表を作成し、主管の出納命令

役に提出しなければならない。

- 2 出納命令役は、毎月、前項の規定により提出された合計残高試算表と自己の所掌につき作成した合計残高試算表とをとりまとめ、翌月末日（ブラジル国内の海外支部の出納命令役が作成する現地法人別の合計残高試算表については翌々月15日。）までに総裁に提出しなければならない。

（収入決定済報告書等の提出）

第60条 分任出納命令役は、毎月、収入決定済報告書、支出決定済報告書及び債務負担行為済報告書（以下「収入決定済報告書等」という。）を作成し、主管の出納命令役に提出しなければならない。

- 2 出納命令役は、毎月、前項の規定により提出された収入決定済報告書等と自己の所掌につき作成した収入決定済報告書等とをとりまとめ、翌月末日までに総裁に提出しなければならない。

- 3 総裁は、毎月、前項の規定により提出された収入決定済報告書等とをとりまとめ、翌々月末日までに外務大臣に提出しなければならない。

（決算報告）

第61条 分任出納命令役は、毎事業年度決算報告書、貸借対照表及び損益計算書を作成し、主管の出納命令役に提出しなければならない。

- 2 出納命令役は、毎事業年度前項の規定により提出された決算報告書、貸借対照表及び損益計算書と自己の所掌につき作成した決算報告書、貸借対照表及び損益計算書とをとりまとめ、翌事業年度の6月30日（海外支部の出納命令役にあつては翌事業年度の5月15日。ただし、ブラジル国内の海外支部の出納命令役が作成する現地法人別の貸借対照表及び損益計算書については翌事業年度の5月31日。）までに総裁に提出しなければならない。

- 3 業務担当部長等、事務局長、付属機関の長及び海外支部の長は、毎事業年度、その所掌事務に関する事業実績報告書を作成し、経理部長に提出しなければならない。ただし、この場合において、付属機関の長及び海外支部の長にあっては、これら付属機関又は海外支部を所轄する業務担当部長等に提出し、業務担当部長等は、これをとりまとめのうえ経理部長に提出するものとする。
- 4 経理部長は、毎事業年度前項の規定により提出のあった事業実績報告書を取りまとめ、全体の事業実績報告書を作成し、翌事業年度の6月30日までに総裁に提出しなければならない。

(財務諸表等の作成)

第62条 総裁は、前条の規定により提出を受けた決算報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに事業実績報告書に基づき、事業団の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成するとともに、事業団の決算報告書、事業実績報告書及び資金実績報告書を作成し、財務諸表及び決算報告書については監事の意見書を付して、翌事業年度の7月31日までに外務大臣に提出しなければならない。

(財務諸表の備付け)

第63条 総裁は、法第28条第1項の規定により外務大臣の承認を受けた財務諸表を本部に備え付けておくものとする。

(貯蔵品の棚卸)

第64条 貯蔵品については、毎事業年度1回以上その棚卸を行い、現品と帳

簿とを照合して資産計上額の正確を保持するものとし、差額を生じたときはその帳簿価額を増減するとともに、その相当額を利益または損失とする。

(畜類の計算)

第65条 畜類は、棚卸法により計算し、期末現在の種類、性別、年齢その他により適正な評価額を付するものとする。

第9章 会計監査及び責任

(会計監査)

第66条 総裁は、予算の執行及び会計の適正を期するため、年に1回以上特に命じた職員をして会計監査を行わせるものとする。

(契約担当役等の義務と責任)

第67条 契約担当役及び出納命令役（分任出納命令役を含む。以下同じ。）は、事業団の財務及び会計に関し、適用又は準用される法令及びこの規程に準拠し、かつ、予算で定めるところにしたがい、それぞれの職分に応じ、事業団の収入支出の原因となる契約、収納又は支払命令等の予算の執行に関連して行われるべき行為をしなければならぬ。

2 物品管理役（分任物品管理役を含む。以下同じ。）は、別に定めるところにしたがい、物品の管理及び出納命令をしなければならぬ。

3 債権管理役は、別に定めるところにしたがい、債権の管理をしなければならぬ。

4 契約担当役、出納命令役、物品管理役及び債権管理役は、故意または重大な過失により前各項の規定に違反して行為したことにより、事業団に損害を与

えたときは、弁償の責に任じなければならない。

(現金出納役等の義務と責任)

第68条 現金出納役は、この規定に従うほか、善良な管理者の注意をもって現金及び有価証券の出納保管をしなければならない。

2 物品出納役（分任物品出納役を含む。以下同じ。）及び不動産管理役（分任不動産管理役を含む。）は、この規程に従うほか善良な管理者の注意をもって物品を出納保管し又は不動産を管理しなければならない。

3 現金出納役及び現金出納役の事務を補助する者は、善良な管理者の注意を怠りその保管に係る現金もしくは有価証券を亡失したときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

4 物品出納役及び物品出納役の事務を補助する者は、故意又は重大な過失により、この規程に違反して物品を出納保管したこと、又はこの規程にしたがった物品の出納保管をしなかったことにより、その保管に係る物品を亡失又は損傷し、その他事業団に損害を与えたときは、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(物品使用者等の弁償責任)

第69条 前条第4項の規定は、役員又は職員が、業務の執行上保管し又は使用する事業団の物品もしくは不動産（借用の場合を含む。）を亡失又はき損したときに準用する。

(責任の分割)

第70条 第67条、第68条及び前条の場合において損害が2人以上の者の責に帰すべきであると認められるときは、それらの者は、それぞれの職分に

応じ、かつ、各人の行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて、弁償の責に任じなければならない。

(損害に対する報告)

第71条 経理担当理事及び海外支部の長は、会計機関又は役員もしくは職員が、事業団に損害を与えたとき、又はその事実を発見したときは、その内容及び意見を付してすみやかに総裁に報告しなければならない。

(弁償責任の検定及び弁償命令)

第72条 総裁は、会計機関又は役員もしくは職員が事業団に損害を与えたときは、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。

2 総裁は、前項の規定による検定の結果、弁償の責があると認めるときは、第67条第4項、第68条第3項もしくは第4項又は第69条の規定によりその者に対して弁償を命ずる。ただし、その事実の発生した日から3年を経過したときはこの限りでない。

第10章 雑 則

(特 例)

第73条 海外の会計機関（現地法人における会計機関を含む。）において、所在国の法令、慣習等によりこの規程により難い事情がある場合は、総裁の指定により、又は総裁の承認を受けてこの規程と異なる処理をすることができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和50年8月1日より施行し、昭和49年8月1日から適用する。
- 2 この規程の施行前に行った手続その他の行為は、この規程に基づいて行った手続その他の行為とみなす。

